

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、その翌日)

目次

◇ 告示 健康保険法による保険医療機関の指定

肥料取締法による肥料の登録

銃猟禁止区域の設定

土地改良区の役員就退任

土地改良区の清算人の就任

土木建築工事前金払取扱要綱

◇ 選管告示 政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨

告示

鳥取県告示第六百四十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十四年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者名	指定年月日	採用点数表
篠原医院	日野郡溝口町一 長山一五二の二	外科、整形外科、 内科、小児科、胃 腸科、小児科、胃 腸科、皮膚科	篠原顕一郎	昭和四十四年 十月二十六日	乙表 点数表
大津医院	倉吉市福吉町五 一、三八九の五	内科、小児科	大津一鎮雄	昭和四十四年 十月二十六日	乙表 点数表
				十五日	

鳥取県告示第六百四十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十四年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第三七二号	花見梨 複合肥料	窒素 全量 五・〇 りん酸 全量 七・〇 加里 全量 五・〇 うち 水溶性加里 四・五	東伯郡東郷町 大字長和田五四八の二 花見農業協同組合 組合長理事 山崎 武三郎
鳥取県 第三七一号	関金町 梨複合肥料	窒素 全量 五・〇 アンモニア性窒素 一・〇 リン酸 全量 六・〇 加里 全量 五・〇 うち 水溶性加里 四・七	東伯郡関金町 大字大鳥居二一〇 関金町農業協同組合 組合長理事 新田 忠則

鳥取県 第三七三号	泊梨 複合肥料	窒素全量 四・〇 りん酸全量 六・〇 加里全量 五・〇 水溶性加里 四・五	東伯郡泊村 大字園五九一の一 泊村農業協同組合 組合長理事 加須井 長兵衛
鳥取県 第三七四号	河原梨 複合肥料一号	窒素全量 八・〇 アンモニア性窒素 四・四 りん酸全量 六・〇 可溶性りん酸 三・七 水溶性りん酸 三・一 加里全量 七・〇 水溶性加里 六・八	八頭郡河原町大字 渡一木三五〇ノ二一 河原町農業協同組合 組合長理事 横川 光夫
鳥取県 第三七五号	五・五なたね 油かす	窒素全量 五・五 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇	東伯郡北条町江北 七九六ノ一 磯江 正

鳥取県告示第六百四十六号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十五条において準用する同規則第二十四条の規定により告示する。

昭和四十四年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一名 称 大山水無原銃猟禁止区域

二区 / 域 西伯郡岸本町大字小林大山ゴルフ場敷地全域

三面 積 八六ヘクタール

四 存続期間 昭和四十四年十月三十一日から

昭和五十二年十一月三十日まで

鳥取県告示第六百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十四年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

富海土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 藤田 時 男 倉吉市富海三九番地

和泉 至 計 " 七二五 "

牧田 勇 " 六八八 "

藤原 地 弘 " 五八四 "

林 明 " 二六九 "

監事 米田 篤 正 " 六八九 "

山崎 利 明 " 四七四 "

土地改良法第十八条第四項の規定に基づき設立認可申請人が選任昭和四十四年十月一日就任 任期第一回通常総会まで

北条川土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監事 三谷 武 東伯郡北条町大字弓原

山口 長利 島

任期満了に伴い退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 上田 哲男 東伯郡北条町大字下神七三六番地

監事 岸田 政雄 土下二〇六

杉谷 隆春 北尾四九四

昭和四十四年七月二十九日通常総代会において選挙の結果当選 任期理

事昭和四十六年九月九日まで 監事昭和四十七年八月二十六日まで

久末土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 谷口 富士隆 鳥取市久末

山根 敏明

西尾 頼之助

谷口 萬寿雄

谷口 茂

谷口 勝實

山本 義太郎

谷口 延夫

福田 博愛 古郡家

福田 義治

福田 寿男

雨川 幸太郎

渡辺 工郎 越路

植垣 近雄

下田 繁治

山田 益次郎 美和

谷口 薫 久末

谷口 清治

金山 寿夫 古郡家

西川 隆

任期満了に伴い退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 谷口 富士隆 鳥取市久末二五九番地

山根 敏明 二二一番地

福田 博愛 古郡家二一九の一番地

植垣 近雄 越路六三七番地

山田 益次郎 美和一四三番地

山田 巖 古郡家六〇の一番地

谷口 薫 久末二二八番地

福田 寿男 古郡家一三二番地

任 任期四年

昭和四十四年七月十九日臨時総会において総選挙の結果当選八月一日就

天神野土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 坂根 林 蔵 東伯郡関金町大字堀

西田 莊 泰久寺

安田 豊 吉 松河原

佐々木 照 義 大鳥居

山崎 新 松 安歩

山本 寿 雄 倉吉市鴨河内

渋谷 英 三 福山

野儀 久 市 小嶋

松本 石 松 北野

桑名 勝 己 三 江

山根 拙 翁 倉吉市上古川

井口 繁 賀 東伯郡関金町大字泰久寺

西田 敬 一 倉吉市上古川

桑垣 文 雄 倉吉市上古川

幸本 金 一 倉吉市上古川

任期満了に伴い退任

就任した役員の名及び住所

理事 坂根 林 蔵 東伯郡関金町大字堀三二八二番三地

西田 莊 泰久寺六九五番地

安田 豊 吉 松河原三五番一 地

佐々木 照 義 大鳥居一八四番地

山崎 新 松 安歩八六七番一 地

山本 寿 雄 倉吉市鴨河内二五二〇番地一

渋谷 英 三 一九〇七番地

野儀 久 市 福山二七五番地

谷本 国 治 鴨河内一九四五番地

中口 菊 市 北野七六三番地

山下 久 好 黒見六四番地

北村 滝 蔵 志津九〇一番一 地

井口 繁 賀 三江四三六番一 地

監事 西田 敬 一 東伯郡関金町大字泰久寺六一四番地

桑垣 文 雄 倉吉市上古川四二五番地

石田 正 二 石塚二四七番地

昭和四十四年七月十九日通常総代会において総選挙の結果当選八月一日

就任 任期三年

鳥取県告示第六百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により告示する。

昭和四十四年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

妻波土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

理事 松 井 輝 男 東伯郡大栄町大字妻波一二三二

荒尾角次	七二二
荒尾稔	七二六
中波定好	一三三七
阪本和章	七〇三
米田康磨	一二六一ノ一
西田善藏	一二六一ノ二
白髪繁藏	一三三三ノ三
浜坂進	一二〇三
山下定明	一二一七ノ一
堀本幸右衛門	七四三
岡田勝正	七〇五
豊田博康	一一七三ノ二
川崎友輝	一一二一五
池口繁寿	一二八七

昭和四十四年九月十日解散認可に伴い十月九日就任 任期は清算終了まで

鳥取県告示第六百四十九号

土木建築工事前金払取扱要綱を次のように定める。

昭和四十四年十月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土木建築工事前金払取扱要綱

(目的)

第一条 この要綱は、鳥取県建設工事執行規則(昭和二十八年十月鳥取県規則第三号)第四十二条の規定により、公共工事前金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第八十四号)第五条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証に係る土木建築に関する工事(以下「工事」という。)に要する経費の前金払の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(前金払の請求)

第二条 前金払の支払を受けようとする者は、工事請負代金額前払請求書に、保証事業会社の発行した保証証書及びその写し並びに前払金使用計画書(別記様式)を添えて、当該前払金の支払を受けようとする工事の着手後三十日以内に知事に提出しなければならない。

(前払金の増減等)

第三条 知事は、前金払をした工事について、工事内容の変更その他の理由により請負代金額が五割以上増額された場合において、必要があると認めるときは、当該増額後の請負代金額の三割に相当する額から支払済みの前払金の額を差し引いて得た額の範囲内で前払金の増額をするものとする。

2 前項の増額に係る前払金の請求の手続については、前条の規定を準用する。

第四条 知事は、前金払をした工事について、工事内容の変更その他の理由により請負代金額が減額された場合において、支払済みの前払金の額が当該減額後の請負代金額の五割をこえるときは、前払金の減額をする

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条及びこれを

準用する同法第十八条の規定による政党・協会その他の団体及びその支部の收支に関する報告書の要旨を、同法第二十条の規定により次のとおり公表する。

昭和四十四年十月三十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨

1 種類 政治資金規正法第12条及びこれを準用する同法第18条の規定による報告書要旨

2 期 昭和44年1月1日から

昭和44年6月30日まで

3 報告書の要旨

政党・協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額 円	1件千円以上の寄附額		1件五百円以上の寄附額		支出の総額 円	1件千円以上の支出額		1件五百円以上の支出額		報告書受理年月日
		件数	総額 円	件数	総額 円		件数	総額 円	件数	総額 円	
在日大韓民国居留民団鳥取県本部	0	0	0	0	0	409,909	35	404,681	1	750	44.8.29
塩出啓典後援会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.9.4
自治労政治連盟鳥取県支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.8.27
自由民主党鳥取県支部連合会	2,277,592	25	2,277,592	0	0	2,183,746	172	2,147,728	31	20,755	44.9.2
全国衛生業団体政治連盟鳥取県支部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.8.29
鳥取県医師連盟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44.8.22
日本社会党鳥取県本部	2,613,105	0	0	0	0	2,606,090	123	2,569,831	39	26,009	44.8.29

4 主たる寄附者及び支出

(1) 寄附者

政党、協会その他の団体名	寄附の総額 円	件数 件	寄附者の氏名又は団体名	職業	住所又は主たる事務所の所在地
1 自由民主党鳥取県支部連合会	1,337,062	10	自由民主党		東京都千代田区
	424,530	7	徳安実蔵	会社社長	東京都千代田区
	300,000	1	土谷栄一	会社社長	鳥取市
	156,000	6	県会自民党		鳥取市
	60,000	1	古井喜実	国会議員	東京都千代田区
(2) 支出					
政党、協会その他の団体名	支出の総額 円	件数 件	支出の目的		
1 在日大韓民国居留民団鳥取県本部	205,000	9	給料		
	17,461	7	郵便料		
	72,868	6	電報電話料		
	2,500	2	事務用品		
	1,940	1	水道料金及び修理費		
	19,612	4	出張費		
	4,360	4	集会費		
	29,440	1	交際費		
	31,500	1	固定資産税		
2 自由民主党鳥取県支部連合会	289,000	11	職員給		
	131,600	16	雑給		
	365,180	26	旅費		
	156,000	6	電話料		
	60,000	6	家庭料		
	9,200	1	備費		

3	日本社会党鳥取県本部	3,500	3	広告料
		137,475	34	通信運搬費
		129,100	6	印刷費
		19,440	9	消耗品費
		102,338	21	雄費
		31,500	5	役員会費
		120,495	4	会議費
		47,404	10	組織部会費
		30,000	2	教育宣伝費
		36,107	3	婦人部会費
		100,000	3	西部事務所費
		379,389	6	予備費
		232,000	2	中央本部党費
		594,000	6	給料
		73,236	6	社会保険費
		31,409	5	執行委員会費
		14,245	5	諸会議費
		130,249	4	定期大会費
		18,140	4	執行委員会旅費
		32,000	6	諸会議旅費
		113,180	13	東部招集会議旅費
		33,200	2	各部活動費
		119,900	7	共闘費
		75,000	1	安保斗争交付金

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】

141,000	7	党役員行動費
90,000	3	組織点検費
170,300	5	総支部育成費
18,000	2	社青同育成費
10,000	1	婦人会議育成費
43,000	2	渉外費
120,000	6	家賃費
3,000	3	宣伝費
5,280	3	印刷費
11,000	4	消耗品費
117,092	14	通信費
4,700	2	資料費
9,300	2	水道光熱費
17,900	2	用品費
42,700	5	保険料
300,000	1	車輛運搬具